

第4章 E U

関 税	142
(1) 高関税品目	142
(2) 情報技術協定 (Information Technology Agreement) の対象製品の取扱い にかかる関税分類問題	142
① WTOパネルにおける検討の対象製品	143
② その他の製品	146
アンチ・ダンピング	147
基準・認証制度	148
(1) 電気電子機器への有害物質使用制限に関する欧州指令 (RoHS指令)	148
(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令 (EuP)	149
(3) 化学品規制 (REACH)	149
(4) 殺生物性製品規則	150
サービス貿易	151
オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制	151
政府調達	152
公共調達新規則案 (External Public Procurement Initiative)	152
地域統合	153
譲許税率の引き上げ	153

関 税

(1) 高関税品目

＊本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EUの現行の非農産品の譲許率は100%、単純平均譲許税率は3.9%であるが、貨物自動車(最高22%)、乗用車(10%)と、高関税品目もいくつか残されている。また、実行税率は、2012年時点で、電気機器(最高14%、単純平均2.8%)、繊維(最高12%、単純平均6.6%)の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らして、上記のようなタリフピーク(第Ⅱ部第5章1.(1)③参照)を解消し、可能な限り関税を引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている(詳細は、第Ⅱ部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。さらに、2013年4月からは、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、日EU・EPA締結に向けた交渉が行われている(詳細は第Ⅲ部総論参照)。

(2) 情報技術協定 (Information Technology Agreement) の対象製品の取扱いにかかる関税分類問題

「情報技術協定」(ITA:Information Technology Agreement)とは、情報関連機器、部品等の関税撤廃を目的として1996年に日米EU等29か国・地域により合意された閣僚宣言(Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products)を指し(ITAの概要については、第Ⅱ部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)、ITA参加国はITAの対象とされた製品の関税無税化をGATT第2条に基づく自国譲許表に記載することが求められている(2014年2月現在の参加国は78か国・地域(ただしEUは28か国と数えている))。これを受けて、参加国はITA対象製品を譲許表に個別に掲載して無税とする旨を明記しており、これらの製品に対して実際に関税を賦課している場合には、GATT第2条に基づく譲許違反となる。

EUでは、テレビやビデオといったITA対象外の電機製品に対しては高い関税が課されているが、製品の高機能化や技術的融合が進む中、本来ITA対象製品として扱われるべき製品が恣意的な関税分類上の取扱いの変更によりITA対象外製品として課税されるという問題が生じている。ITA参加国であるEUはITA対象製品を無税とする譲許を行っており、これらの製品への課税はGATT第2条違反を構成する(ただし後述のとおりかかる問題の一部は現在解消されつつある)。

ITAは、対象製品の関税無税化の実現により、IT製品の自由な貿易体制を確保し、IT分野のさらなる技術進歩に貢献してきた。他方、技術進歩の速いIT製品は、その特性上、新機能の付加や機能の向上が頻繁に繰り返されるが、機能の付加・向上を理由にITA対象製品を直ちにITA対象外とし有税化すると、ITA対象リストの空集合化を招きかねず、IT製品の自由貿易促進といったITAの本来の目的にも反する事態となる。このため、ITAは「各国の貿易制度は、IT製品の市場アクセス機会を拡

大するように発展すべきである」(ITA宣言パラグラフ1参照)と定め、また、「技術進歩、関税譲許適用の経験、HS分類の変更に鑑み、追加品目を加えるために付表を変更すべきかどうかをコンセンサスで合意し、IT品目の非関税障壁について協議するために、参加国は物品理の下で定期的に会合する」(同附属書パラグラフ3)と規定しているように、ITA合意当時から技術進歩に対応する必要性は折り込まれていた。実際、2012年5月からITA拡大交渉が実質的に開始されており、今後、ITA対象品目の拡大により一部品目については関税分類問題が解決される可能性もある(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。

このEUにおける問題に対し、2006年12月、経済産業大臣より欧州委員(貿易担当)宛に解決を要請する書簡を発出するとともに、2007年1月の経済産業大臣と欧州委員(貿易担当)及び経済産業審議官と欧州委員会貿易総局長との各会談において、本件問題解決へ向けて欧州委員会と協議を行った。その後も我が国はEUとハイレベルでの協議を継続したが、EU側は解決に向けた努力を行わなかった。

EUによるITA製品への課税の動きは、他のITA対象製品及び他のITA参加国へ波及する可能性が高いことや、産業界からの強い要望があることから、我が国は、WTOの紛争解決手続を利用することとし、2008年5月28日、デジタル多機能複合機(MFM)、フラット・パネル・ディスプレイ(FPD)及びセット・トップ・ボックス(STB)の3品目について、EUに対し、米国と共同でWTO協議要請を行った(6月12日に台湾が同様にWTO協議要請)。7月にEUとの二国間協議を行ったものの満足な結果が得られなかったため、8月18日に、米国及び台湾と共同でパネル設置要請を行い、9月23日にパネルが設置された。その後、2009年に開催された2回のパネル会合を経て、2010年9月21日、共同申立国側の主張を認めるパネル報告書が採択された。同年12月、我が国、米国及び台湾は、パネルの勧

告を実施するための履行期限を2011年6月30日とすることで、EUと合意した。EUは、2011年6月25日付官報で不当な関税規則を修正する履行措置を公表し、これを同年7月1日から施行した。さらに2012年2月9日付官報で多機能複合機、同年2月21日付官報でセット・トップ・ボックス、2013年10月5日付け官報でフラット・パネル・ディスプレイの分類基準にかかる新規則を発表した。

以下、個別製品に即して問題を概観する。

① WTOパネルにおける検討の対象製品

(a) デジタル多機能複合機

<措置の概要>

デジタル多機能複合機(Multifunction Digital Machines(MFM))は、プリンター、コピー、スキャナー、ファックス等の複合的な機能を備え、コンピュータやネットワークにつなげて使用することを前提とした情報機器であり、コンピュータとの接続による出力を主要な機能としている。

MFMの関税分類上の取扱いについては、これをITA対象であるHSコード8471.60号(コンピュータの入出力装置)もしくは8517.21号(ファクシミリ)、またはITA対象外である9009.12号(アナログ式複写機)のいずれに分類すべきか、国際的なコンセンサスが得られていなかった。そこで、WCO(世界税関機構)のHS委員会において検討が行われたが、HS委員会は形式上ITAを意識したものではないため、関税分類の一問題として取り上げられた。1998年にブラジル(ITA非加盟国)が複合デジタルコピー機は9009.12号に分類すべきとWCOに問題提起したことを契機に議論が始められ、2001年5月にWCO・HS委員会で行われた投票では、9009項にはデジタル複合機が含まれないとされたが、反対国が留保権を行使し議論は継続扱いとなった。2002年11月に行われた2回目の投票では、逆にデジタル複合機が9009項に含まれるとする支持が多数となったが、反対国が留保権を行使し議論は再び

継続された。2003年11月の3回目の投票では、我が国が説得努力を行ったこともあり、結果は同票となった。これを受けて、2007年1月1日に発効したHS2007で、コンピュータまたはネットワークに接続できる多機能複合機について独自の関税分類（8443.31号）が新設されることとなり、これによりWCOにおける議論は終了した。ただし、新設されたコードをITA対象として無税扱いすべきかは、WTO・ITA委員会での議論が進んでおらず、未だ決着していない。

EUは、ITAが締結された当時から、デジタル複合機を9009.12号に分類し課税対象としていたが、HS2007改正の後、ファクシミリ機能を有しないMFM、または毎分12枚超のコピー機能を備え電子写真方式の出力技術を使用するMFM等を、EU関税率表（CN）8443.31.91に分類し6%の課税を行うこととした。

＜国際ルール上の問題点＞

EUは、ITA対象製品であるプリンター（CN8471.60.40）、スキャナーその他のコンピュータの入出力装置（CN8471.60.90）、及びファクシミリ（CN8517.21.00）を無税とすることを譲許表に記載している。

しかし、③コンピュータと接続機能のあるMFMまたはコピーとファクシミリ機能を有するMFMは、前者はコンピュータまたはネットワークと接続して使用されることを前提とし、コンピュータ等との間で情報、データ等を送受信しこれらを入力する機能をもつ機器であるから、ITA対象製品である「コンピュータの入出力装置」（8471.60号）に該当し、後者はITA対象製品であるファクシミリ（8517.21号）に該当するので、これらに対する課税はGATT第2条違反を構成する。

また、そもそもMFMは、ITA対象製品である単機能のプリンター、ファクシミリ、スキャナー等を技術的に融合し高度化した製品にすぎず、かかる製品をITAの対象外と扱うことは、ITの技術進歩を促すどころか却って阻害し、ITAの本来の目的

に反するばかりか、技術進歩のもたらす便益による産業・社会の発展に悪影響を与えることも懸念された。そこで、上記のとおり、我が国は、MFMに対する課税についてWTO紛争解決手続を活用した。

＜最近の動き＞

上記のとおり、申立国の主張を認めるWTOパネル報告書が2010年9月に採択された。これを受けて、EUは、2011年6月25日付官報で、一定のMFMに対する6%課税を定めていたCN8443.31.91を撤廃するとともに、「デジタルコピー機能を主たる機能とする」MFMに対してだけ2.2%課税することとし、その他のMFMを無税とする履行措置を公表し、これを同年7月1日付けで施行した。

さらに、上述のとおり、EUは、2012年2月9日付官報で、MFMの分類基準にかかる新規則を発表し、MFMについて、デジタルコピー機能が主たる機能であるとされる可能性（したがって2.2%課税の対象となる可能性）を著しく限定した。今後は、新規則の運用においてWTO勧告履行が適切に行われているか注視していく。

(b) フラット・パネル・ディスプレイ

＜措置の概要＞

EUは、2004年に、DVI端子（Digital Visual Interface、ディスプレイにコンピュータのデジタルデータを送ることを目的としたコンピュータ用インターフェースの標準規格）を備えたフラット・パネル・ディスプレイ（FPD）の関税分類上の扱いを変更し、従来ITA対象であるコンピュータの入出力装置（CN8471.60.80：関税率0%）として無税としていたところ、DVI端子によりビデオ信号を受信できるとして、ITA対象外であるビデオモニタ（CN8528.21.90、HS2007改正後はCN8528.59.10またはCN8528.59.90）に分類し、14%の高関税を賦課するようになった。EUは、2005年から画面サイズ48.5センチ以下など一定の要件を満たすFPDに対して暫定的に課税を停止する措

置をとったが（同年3月31日付官報掲載）、これと並行して、コンピュータ以外のソースから信号を受信表示できるFPD（DVI、HDMI端子を備えるFPD、DVD記録再生機・ビデオカメラ・ビデオゲームから信号を受信表示できるFPD等）を、14%課税を定める関税コードに一律に分類する関税規則を順次施行した（2005年4月27日付、同年12月29日付及び2008年5月30日付官報に掲載、ただしこれらFPDも上記暫定的課税停止措置の対象である限り実際の課税は停止されていた）。

＜国際ルール上の問題点＞

EUは、ITA対象製品であるコンピュータの入出力装置（8471.60号）及びコンピュータの「ための（for）」FPDを無税とすることを譲許表上で約束しているにもかかわらず（前者はITA付属書A、後者はITA付属書Bに基づく）、上記のとおり、DVI端子付FPD等に対する一律の課税措置を定めていた。

DVI端子付FPDは、その技術・構造の特性からコンピュータに「専ら又は主として」使用される機器であるから、HS第84類注5（B）（a）に則り（「自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること」等の要件を充足した場合は、コンピュータ等の自動データ処理システムを構成するユニットとして取り扱うべき旨規定）、コンピュータの入出力装置として無税扱いされるべきであるから、EUの課税措置は譲許違反としてGATT第2条違反を構成する（なお、HS2007改正により、FPDに対する8471.60号の適用は排除され、コンピュータに専ら又は主として使用される種類のFPDは8528.51号に分類されることとなった）。また、EUは、ITA付属書Bに基づき、コンピュータの「ための」FPDを全て無税扱いとすることも譲許表に記載しているのであるから、この側面からも、コンピュータ以外のソースからの信号を受信表示できるFPDに対する一律の課税措置はGATT第2条違反に該当する。

2005年に開始された上記暫定的課税停止措置は

2007年に延長されたが（同年3月22日付官報掲載）、依然としてコンピュータに使用される多くのFPDが14%の高関税の対象とされていた上、そもそも課税停止はあくまで暫定的な措置にすぎず、EUの一方的判断により随時修正・撤廃され得るものである（同措置は2009年及び2011年にも延長され（最終的には2011年6月末に失効）、2009年には同措置の適用対象範囲を画面サイズ55.9センチ以下のFPDなどに拡大した（2009年3月7日付官報））。そこで、上記のとおり、我が国は、FPDに対する課税についてもWTO紛争解決手続を活用した。

＜最近の動き＞

2010年9月に申立国の主張を認めるWTOパネル報告書が採択された。これを受けて、EUは、2011年6月25日付官報でデジタル多機能複合機並びにセット・トップ・ボックスに対する履行措置を公表したが、FPDに対しては、コンピュータ以外のソースからの信号を受信表示できるFPDモニタ、DVI端子付FPDモニタ等をITA対象外であるビデオモニタ（CN8528.59.10またはCN8528.59.90）に一律に分類する措置を2009年11月に撤廃済みであるとして、新たな履行措置は公表しなかった。

しかしながら、WTOパネル報告書は、モニタにDVI端子が付属していることだけをもって直ちにITA対象外とはならないことに加えて、ITA付属書Bに基づき、コンピュータに使用できるように設計されたFPDであればITA対象となり無税扱いをすべきとの判断を示しているため、ITAを反映した譲許表に従った関税取扱いが実現されるためには、一定のモニタの関税分類にかかる上記措置の撤廃だけでは不十分であり、コンピュータに使用できるように設計されたすべてのFPDの無税扱いが実質的に確保される必要がある。

したがって、モニタの画面サイズ等による一部のコンピュータ用モニタに対する課税は、譲許に適合しない関税取扱いとしてGATT第2条違反となる疑いが強い。

その後、我が国がEUと継続してパネルの勧告の

実施に関する協議を続けた結果、EUは、2013年10月5日付官報で、コンピュータからの信号を表示することができるFPDを無税とする新規則を公表した。今後は、新規則の運用においてWTO勧告履行が適切に行われているかを注視していく。

(c) セット・トップ・ボックス

<措置の概要>

EUは、2008年、(i) 録画・再生機能（ハードディスク、DVDドライブ等）を備えたセット・トップ・ボックスは、CN8521. 91. 00（ビデオ録画・再生機器に対して13. 9%の関税賦課）に分類されとし、また、(ii) ISDN、WLAN、イーサネット技術を使うセット・トップ・ボックスは、CN8528. 71. 13（インターネットアクセス等によるコミュニケーション機能をもつセット・トップ・ボックスを無税とする）から除外する（かかるセット・トップ・ボックスはCN8528. 71. 19により14%の関税を賦課）旨の関税規則を施行した（2008年5月7日付官報掲載）。

<国際ルール上の問題点>

EUは、ITA付属書Bに基づき、「コミュニケーション機能をもつSTB」を無税扱いとすることを譲許表で定めている。したがって、上記のとおり課税対象とされるSTBが「コミュニケーション機能をもつSTB」に該当する場合は、GATT第2条違反を構成する。

<最近の動き>

EUは、2010年9月に採択されたWTOパネル報告書を受けて、2011年6月25日付官報で、コミュニケーション機能をもつセット・トップ・ボックスは、当該付加的機能によりセット・トップ・ボックスとしての本質的特徴が失われない限り、録画・再生機能をもつものも含めて無税とする履行措置を公表した。また、2012年2月21日付官報で、セット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を発表した。今後は、新規則の運用においてWTO勧告

履行が適切に行われているかを注視していく。

② その他の製品

また、今回のWTOパネルにおける検討の対象とはしていないが、實際上、技術進歩によって多機能化・高度化した故にITA対象外とされてしまい、かかる取扱いはITAの本来の趣旨やこれまでの成果に逆行し、また協定違反の可能性が高いと考えられる品目として、以下の2品目がある。

(a) 半導体デバイス

<措置の概要>

2008年9月、EU域内の一部の国が、これまでトランジスタ等半導体（8541項：関税率0%）として通関していた一部の半導体デバイス（Packaged IGBT device）の関税分類を突如変更し、ITAの対象外であるスイッチ機器（8535項もしくは8536項：関税率2. 3～2. 7%）として関税を賦課した。

また、Packaged IGBT deviceは、鉄道車両や風力発電機等に設置されるインバータ等の変換素子として用いられている。このような特性を持つPackaged IGBT deviceについて、スイッチ機器と分類した上で関税を賦課することは、Packaged IGBT deviceのみならず高電圧電流を効率良く制御する類のインバータ等の流通に影響を与えうるため、ITの技術進歩を阻害し、ITAの本来の目的にも反するものと懸念される。また、上述のように、突然関税分類を変更して関税を賦課することは、事業者の予見可能性を著しく害する懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

EUはITA対象製品であるHS8541のトランジスタ等半導体を無税とすることを譲許表上で約束している。このため、Packaged IGBT deviceがトランジスタ等半導体に該当する場合には、Packaged IGBT deviceへの課税はGATT第2条違反を構成する。Packaged IGBT deviceは、高電圧電流のスイッチング等に用いられるトランジスタの一種であるIGBT（Insulate Gate Bipolar Transistor）に、

ダイオードを複数組み合わせパッケージ化したものであり、その機能は、単品のトランジスタと同じ毎秒数千から数万回におよぶ高速のスイッチングであるため、機械的にON/OFFを切り替えるようなスイッチ機器ではなく、ITA対象製品である8541項のトランジスタ等半導体として無税扱いすべきである。

＜最近の動き＞

本製品の関税分類について、2011年7月に我が国よりWCOへ問題提起を行った。同年9月にWCO・HS委員会で行われた投票では、8541項（トランジスタ等半導体）への分類の支持が賛成多数を占めたが、その結果を不服としてEUが留保権を行使した。その後、2012年9月のWCO・HS委員会において再度投票が行われたが、前回同様8541項（トランジスタ等半導体）への分類の支持が賛成多数を占めることとなり、他国から留保権の行使も無かったため、我が国の主張が正式に採択されることとなった。これを受け、EUは、2013年12月5日付官報でWCOの決定を受け入れる旨を公表し、その後、EUは本製品を8541項として無税で通関しているが、今後も本製品の通関状況を注視していく。

(b) インクカートリッジ

＜措置の概要＞

欧州司法裁判所は、2002年2月及び2006年10月、ヘッドなしインクカートリッジの関税分類について、コンピュータ出力装置の部分品及び附属品（CN8473.30.90：関税率0%）ではなく、インク（CN3215.90.80：関税率6.5%）に分類されるのが妥当との判決を下した。これにより、EU加盟国税関において、ヘッドなしインクカートリッジがインクに分類され、6.5%の関税が賦課されるようになった。

＜国際ルール上の問題点＞

EUはITA対象製品であるCN8473.30.90を無税とすることを譲許表上で約束している。このため、

インクカートリッジがCN8473.30.90に該当する場合には、インクカートリッジへの課税はGATT第2条違反を構成する。インクカートリッジは、単にインクを貯蔵するものではなく、プリンターヘッドへのインク供給やコンピュータへの情報伝達といったプリンターの重要な機能を司るものであり、プリンターにとって紛れもない部分品であるため、ITA対象製品であるCN8473.30.90として無税扱いすべきである。

＜最近の動き＞

2007年10月、HS2012改正を検討しているWCO関税分類見直し小委員会に、一部加盟国の提案に基づいてWCO事務局より、インクカートリッジ、トナーカートリッジ、熱転写印刷用カートリッジ等の分類を統一するような新しい関税分類を策定することに関する検討ペーパーが提出された。新しい分類の内容によっては、インクカートリッジがITA対象外の製品として位置づけられる可能性があり、我が国からも問題点を指摘したところ、7カ国による非公式ワーキンググループを構成して検討することとなった。しかし、ワーキンググループにおいても統一案の合意に至らず、2008年11月の関税分類見直し小委員会において、現状維持とすることが決定された。

アンチ・ダンピング

アンチ・ダンピング（AD）分野は、EUにおいても隠れた保護主義が見られる分野である。EUの現行AD規則は、1995年にAD協定を踏まえて大きく改正がなされたものであり、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果が見られる。一方、EUの現行規則及び運用は、米国に比べて当局の裁量にゆだねる部分が大きく、ダンピング・マージンが過剰に算定される可能性がある。

なお、EUは予見可能性・透明性を高めること等を目的として、2011年秋からAD規則の改正及び規

則の運用に関するガイドラインの策定に向けた手続を進めている。2012年のパブリック・コンサルテーションを経て、2013年4月に欧州委員会で改正案が採択され、現在、欧州議会及び欧州理事会において審議が行われている状況にある。規則の主な改正点は、①暫定措置開始の2週間前に利害関係人に通知を行うこと、②サンセット・レビューにおいて、課税開始から5年を超えて調査が続き課税が継続されたものの最終的に課税を継続する必要がないと決定された場合、5年を超えて賦課したAD税を還付すること、③報復の恐れがある場合等に、自国産業を保護するために、産業界からの申請がなくても職権で調査開始できること、④不公正な補助金が使われ原材料価格の構造的な歪曲がなされている国からの輸入については、レッサー・デューティー・ルール（AD税の税率を必要最低限に抑えること）を適用しないことを定めることにある。また、①サンセット・レビューの実施方法、②公共の利益（国内産業、輸入者、輸入製品を使う産業、関連する消費者の利益を含む）の判断方法、③損害マージン（国内産業が損害を受けずに競争可能な価格と輸入価格との差）の算定方法、④非市場経済国からの輸入製品のダンピング認定において代替国価格を用いる場合の代替国の選定方法、の4点に関するガイドラインを策定する予定である。

テレビカメラシステムに対するAD措置の撤廃（2007年7月）により、EUの対日AD措置は現在存在しないが、今後とも、AD制度の運用に関し注視していくことが重要である。

基準・認証制度

(1) 電気電子機器への有害物質使用制限に関する欧州指令(RoHS指令)

<措置の概要>

欧州では、1990年代から電気電子機器への有害物質の使用抑制に向けた法制化の動きが見られて

いたが、2003年2月、いわゆるRoHS指令が公布され、現在に至っている。

同指令では加盟国に対し、EU域内に上市される電気電子機器への一定割合以上の化学物質（鉛、水銀、カドミウム等6物質）の含有を禁止するために、国内法制定を含む様々な措置を講ずるよう求めている。

<国際ルール上の問題点>

RoHS指令は、加盟国ごとに国内法の制定、施行期日に差が生じることにより、複数の規制が混在する時期が発生、若しくは指令上の施行日到来時点で国内法未制定の国が存在する可能性がある。事実、EU指令上国内法制定期限とされた2004年8月13日時点で、イギリス、イタリア、ドイツ等は国内法の公布に至っていなかった。また、指令内容を超える規制を独自に定める加盟国が発生する可能性がある。このような場合、対象製品の製造・輸入・販売者にとっては、EUという単一の市場内に（想定外の）複数の規制が存在することとなり、加盟国ごとの異なる対応のために手続・コストの面で過度な負担が発生し、TBT協定第2.2条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から問題となる可能性がある。

<最近の動き>

2011年5月、改正RoHS指令（いわゆるRoHS2）が欧州閣僚理事会で可決、同年7月にEU官報に掲載された（同年7月21日発効）。改正RoHS指令の発効に伴い、旧指令は廃止されている。同指令では、交流1000V、直流1500V以下の定格電圧を持つ電気電子機器が対象とされており、加盟国に対し対応する国内法を2013年1月2日までに発効させるよう求めている（第25条）。

(2) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する欧州指令 (EuP)

<措置の概要>

EUでは、環境に配慮した製品設計の枠組み作りとして、2005年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する欧州指令」(EuP指令)を、2009年10月には、「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する欧州指令 (ErP指令またはエコデザイン指令) を公布した。

同指令では、域内で上市される製品の、原材料の調達、製造、販売から廃棄に至るまでの期間(ライフサイクル)、環境に与える影響(例: 資源の使用、大気や水への放出物、騒音、振動等)に配慮した取組を行うことが求められる(一般的環境配慮制度要求)ほか、製品によっては使用電力、待機電力等を一定値以内に納めることが求められる(特定環境配慮制度要求)。対象製品毎の要求事項は、「実施措置 (Implementing Measures)」によって公表されている。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、製品毎の要求事項は「実施措置」により公表されるが、これまで、この「実施措置」ドラフトのTBT通報では、①要求事項設定に至る科学的根拠が不明であり、②また各文言の定義が不明確である等の問題があり、同指令が正当な政策目的に基づかない措置である場合には、TBT協定第2.2条に違反する可能性があるという問題がある。また、発効日を官報公示後20日後と予定しており、施行日6ヶ月前までの公表を求めるTBT協定第2.12条との関係で問題となる可能性がある。

<最近の動き>

2013年1月、家庭用・オフィス用電気電子機器のスタンバイ・オフモードの電力消費に係るエコデザイン要求のTBT通報がなされた。この通報案に対し、日本から「Disconnect」の定義の明確化の

求めを始めとするコメントを提出しており、今後とも本件に係る動向を注視する必要がある。

(3) 化学品規制 (REACH)

<措置の概要>

欧州において、2007年6月1日から化学品規制 REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) が施行された。

この規制の特徴は、以下のとおりである。

- ①既存物質と新規物質とを同一の枠組みで規制し、既に市場に供給されている既存物質についても新規物質と同様に登録が義務づけられる(年間累計1トン以上の化学物質を欧州域内で製造又は輸入する者が対象)。さらに、登録者あたり年間累計10トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性評価書の作成が義務づけられる。
- ②従来、行政府が担ってきた既存物質の安全性評価の責務を、産業界に課す。
- ③一定の要件の下で、成形品 (article) 中に、意図的放出物が含まれ、その量が年間累計1トンを超える場合は登録が義務づけられ、高懸念物質が0.1%を超える濃度で含まれる場合には、その物質が年間1トンを超えれば届出が義務づけられる。
- ④発がん性などの懸念が極めて高い一定の指定された化学物質については、個々の用途ごとに市場への供給及び使用を認可するシステムを導入する(産業界においてリスクが適切に管理されていること等が証明され、認可が付与されない限り、市場への供給が禁止される)。

本規制に基づき、EU化学物質庁 (ECHA) は登録された化学物質の安全性評価を実施するが、10万種類を超えと言われる膨大な化学物質の審査にあたっての優先順位づけのルールは明確になっていない。米国や我が国のように化学物質の有害性とばく露量を総合的に勘案して評価の優先順位付けが行われるべきであるが、例えば加盟国内で

製造されていない化学物質を優先的に審査対象に加えていく等の扱いが実施されていないか懸念されている。

この他、デンマークやフランスでは、それぞれフタレート4物質、ビスフェノールAなどに対する加盟国独自のいわゆる上乗せ規制が検討されている。これらは欧州として一体的な化学物質管理体制として導入されたREACHの本質的な枠組みと整合しない動きと考えられる。欧州委員会はこれら加盟国の規制調和への違反に対して手続を開始する旨、我が国に回答している。

＜国際ルール上の問題点＞

年間累計1トン以上の化学物質に対しては、一律登録の義務が課されており、①登録用データの入手、②登録用文書作成、③登録及び④欧州域外企業にとっては、登録やその後の評価等への対応のための唯一の代理人の指名・維持等、多額の費用がかかる規制であり、産業界に過度の負担を強いている。

0.1%を超える濃度で認可対象候補物質を含む成形品については、上述の届出及び情報伝達の義務が生じるが、いまだ濃度算定の母体が加盟各国で調和しておらず（所謂、適用閾値問題）、産業界に過度な負担を強いており、加盟国間での規制調和が求められる。

これらの運用規則の内容が、EU域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合はTBT協定第2.1条（内国民待遇）、また、事業者に過度な負担を課すようなものになる場合はTBT協定第2.2条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から、それぞれ問題になる可能性がある。

＜最近の動き＞

2013年7月の日EU産業政策対話の第1回化学品WG及び2013年6月及び10月の日EUEPA非関税措置章交渉において、我が国から懸念を表明した。

我が国企業を含むビジネス活動の予見性を向上

させていくことを主眼として、欧州化学物質規制の動向を今後も引き続き注視する必要がある。

（4）殺生物性製品規則

＜措置の概要＞

欧州委員会は、2013年9月、殺生物性製品（消毒剤・殺虫剤など）による人・動物の健康及び環境を保護することを目的に、「殺生物性製品指令」に代わり、「殺生物性製品規則(Biocidal Products Regulation：BPR)」の適用を開始し規制内容を強化した（公布時期：2012年6月、施行時期：同年7月）。

本規則は、有害生物に作用する活性物質（例：エチルアルコール）、活性物質を含む殺生物性製品（例：消毒液）そのものに加え、殺生物性製品で処理されたあらゆる「処理済製品（treated article）」を新たに規制するものである。また、処理済製品に使用される殺生物性製品に含まれる活性物質は、EUでリストに登録された物質である必要がある。そして、ラベル要件に該当する処理済み製品には、本規則に基づくラベル表示が義務付けられる。

処理済製品について、乾燥・洗浄等により活性物質が残存しない場合の適用除外は一切認められていない。そのため、健康・環境リスクが皆無である場合にも、該当する場合には活性物質の登録、処理に使用される殺生物性製品（活性物質）の代替、製品の包装表示変更等に伴うコスト負担が生じており、EUへの輸出に対して悪影響が懸念される。

＜国際ルール上の問題点＞

本規則では、処理済製品は一律規制対象とされており、適用除外は一切認められていない。しかしながら、より貿易制限的でない代替措置として、乾燥・洗浄等により活性物質が残存しないような健康・環境保護リスクが小さい場合に適用除外を認めることで、同様の政策目的が達成できると考えられる。そのため、本規則は、人・動物の健康・

環境保護という本制度の政策目的に照らして不必要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2013年10月以降、我が国はEUに対し、TBT委員会及び日EUEPAの非関税措置章の場で懸念を表明している。我が国としては、本件に関する動向を引き続き注視するとともに、同様の懸念を有する関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めている。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制

＊本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

EUは、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89. 552. EEC（修正指令97. 36. EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めていた（但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも60%を欧州制作分としなければならず、また、仏語放送を全体の40%以上としなければならないと規定している（1992年1月18日の政令No. 86-1067）。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007年12月19日に発効（下記「参考「視聴覚メディア・サービス指令」概要」参照）。テレ

ビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。

＜懸念点＞

EUは、AV分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置がWTO協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFNは、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の1つであり、WTO協定における基本原則である。MFN免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN免除は時限的なもので、原則として10年を超えてはならないとしている。この点、EU自身が2009年7月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後WTOに加盟をしようとする国々に対し、EUと文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつMFN免除登録を促すことを助長するような記載があることはWTOの精神からも看過することは出来ない。

＜最近の動き＞

上述のとおり、2007年11月、欧州議会において、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令89. 552. EEC（国境なきテレビ指令）を修正する欧州議会・理事会指令案（視聴覚メディア・サービス指令案）」〔COM（2005）646〕が採択され、翌12月に発効した。同指令の国内法への導入期限は24か月以内（2009年12月19日）で、すべての加盟国が指令を国内法に導入するための法規を欧州委員会に通知済みである。

欧州委員会は2011年3月29日、『視聴覚メディア・サービス指令』の適用状況に関する情報提供を16の加盟国に要請し、加盟国が採択し欧州委員

会に通知した国内法の分析を行い、指令の内容が的確に国内法に反映されているかを精査した。

EUにおける文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国はWTOサービス交渉において、EUに自由化約束向上を行うよう求めている。

政府調達

公共調達新規則案（External Public Procurement Initiative）

＜措置の概要＞

欧州委員会は、2012年3月、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対し、市場開放のインセンティブを与えることを目的として、公共調達における連合内の域内市場への第三国の物品及びサービスのアクセス並びに第三国の公共調達市場への連合の物品及びサービスのアクセスに関する交渉を促進するための手続に関する新規則案（公共調達新規則案：文書番号COM(2012)124）を提案した。新規則案では、一定の域外産品・サービスの入札を個別の調達手続から排除するための仕組みと、より一般的に、域外産品・サービスの入札につき、暫定的にEUの公共調達市場に対するアクセスを制限するための仕組みが提案されている。

前者の仕組みは、調達機関が、欧州委員会の承認を得た上で、域外の物品又はサービスの入札を排除するという枠組みである。域外の物品又はサービスから成る入札で排除の対象となるものは、①評価額が500万ユーロを超える調達契約に関する入札であること、②GPAやFTA等の政府調達に関する国際協定におけるEUの市場アクセス約束の範囲外（non-covered）の物品及びサービスの価額が当該入札の合計額の50%を超えることと定められている（規則案6条1項）。欧州委員会は、調達機関から承認を求められたときは、①公共調達分野における市場アクセスに関する国際協定において、EUが当該物品又はサービスについて明示的に

市場アクセスを留保している場合、又は②そのような国際協定が存在しない場合には、当該物品又はサービスの由来する第三国が市場開放における実質的な相互性の欠如に至る調達制限措置を維持している場合には、排除を承認しなければならない（規則案6条4項）。

他方、後者の仕組みは、欧州委員会が、第三国の政府調達市場について調査を行い、調達制限措置がとられていると認める場合に、当該第三国に対して協議を要請し、しかし、当該協議によっても15か月以内に満足できる結果を得られない場合には、暫定的に市場アクセスを制限する措置を執るという枠組みになっている（規則案10条1項）。市場アクセス制限措置としては、①合計価額の50%以上がEUの約束範囲外の物品又はサービスによって構成される当該第三国産の物品・サービスの調達からの排除、又は②約束範囲外の物品又はサービスによって構成される部分に対する価格ペナルティが定められている（規則案10条2項）。

なお、既に、ユーティリティ分野の機関の調達に関する規律を定める指令（ユーティリティ調達指令：2004/17/EC）には、相互主義の考え方に基づく内外差別的な条項（58条・59条）が置かれている（同規定の詳細は、第Ⅱ部第14章参照）。公共調達新規則案は、この条項に代えて、第三国の物品・サービスのEU域内の公共調達市場へのアクセスを制限するための手続をより詳細に定めるものである。ただし、本規則案に基づく第三国物品又はサービスのアクセス制限措置は、ユーティリティ分野の機関の調達のみならず、公共調達指令（2004/18/EC）の適用対象となる政府機関の調達にも適用される。

＜国際ルール上の問題点＞

（1）政府調達協定上の無差別待遇義務違反のおそれ

上記の公共調達新規則案は、政府調達協定が定める無差別待遇義務に違反するおそれがある（現行政府調達協定3条1項、改正政府調達協定4条1項）。

すなわち、調達からの排除の対象となる入札は、EUの約束範囲外の物品及びサービスの価額が当該入札を構成する物品又はサービスの合計額の50%を超える入札と定められている。このような規定を文言どおりに解釈した場合、市場アクセス約束の範囲内の物品・サービスを多く対象に含む入札も、当該物品・サービスの価額が50%を下回る以上、排除の検討対象に含まれ得ることになる。その結果、調達手続上、市場アクセス約束の範囲内の物品・サービスがEU域内の物品・サービスとは異なる扱いを受けることになってしまうため、無条件で域内の物品・サービスと同等に取り扱うことを定める無差別待遇義務に反する懸念がある。

なお、公共調達新規則案では、上記各制限措置に服するのは約束範囲外の物品又はサービスであると定める規定や、契約の認可（落札）のときには、調達機関は、約束範囲内の物品・サービスをEU域内の物品・サービスと同等に扱わなければならないと定める規定が設けられており、落札の段階では、約束範囲内の物品・サービスが調達から排除されないよう手当がされているようである。しかし、落札に至るまでの段階で、域内物品・サービスと異なる取扱いを受けるのであれば、そのことをもって、無差別待遇義務に反する可能性があると考えられる。

(2) GATT上の内国民待遇義務違反のおそれ

政府調達については、GATT3条8項（a）が「商業的再販売のため又は商業的販売のための製品の生産に使用するためではなく、政府用として購入する製品の政府機関による調達を規制する」法令等を内国民待遇原則の例外として定めている。

他方、公共調達新規則案は、EU域内の調達指令が適用される調達を対象としている。域内の調達指令のうち、ユーティリティ調達指令は、①電力、ガス、水道や鉄道等のユーティリティ分野も含む広い範囲の調達を適用対象としている点、②政府機関や国有企業にとどまらず、特別又は排他的な権利を有する機関は、民間企業であっても、適用

対象としている点で、適用範囲が広い。そうすると、公共調達新規則案が適用される調達が、政府用としての（for governmental purposes）政府機関（governmental agencies）による調達に限られるのか疑問があり、GATTの定める上記例外に含まれない調達にも適用される可能性が高い。そのため、EU域内産品との差別的取扱いは、GATT3条1項の内国民待遇義務にも違反する可能性がある。

(3) 要件の不明確

そのほか、調達排除措置の要件として、「市場開放における実質的な相互性の欠如」が設けられているところ、このような要件は不明確であり、恣意的な運用がされる危険がある。

<最近の動き>

2014年1月15日、欧州議会は、公共調達新規則案への修正案を採択した。公共調達新規則案は、次にEU理事会で審議されることになる。ただし、今回は欧州議会による一回目の審議（第一読会）での採択であり、EU理事会が欧州議会の修正案を承認しない限り、立法手続は続くことになり、その場合は、第二回目の審議（第二読会）が欧州議会及びEU理事会において行われることになる。これらの審議を通じ、調達からの排除措置の適用範囲が明確化するとともに、上記の懸念が解消されることが期待される。

地域統合

譲許税率の引き上げ

<措置の概要>

2013年7月1日、新たにクロアチアがEUに加盟した。1973年より累次行われてきたEU拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税がEUの共通関税に置き換えられたため、一部品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。GATT

第28条第1項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意することにより、譲許税率を引き上げることができるものとされているが、EUは我が国をはじめとする関係国と交渉を終了させることなく、新規加盟国における関税の引き上げがなされた。なお、EUによる譲許税率の一方的な引き上げは、2007年1月にブルガリア及びルーマニアがEUに加盟した際や、2004年5月の新規10か国加盟によるEU拡大、それ以前のEU拡大時にも行われている。2004年のEU拡大時には、我が国はEU拡大前の交渉妥結を目指し、EUに対して働きかけを行ったものの、EUは我が国を含む関係国と何ら事前の交渉を行うことなく新規加盟国における関税が引き上げられた。我が国との交渉を経て合意された補償措置が施行されるまでにはEU拡大後約1年8か月を要し、その間、対EU輸出企業の一部は一方的に引き上げられた関税を徴収される損害を被る結果となった。

＜国際ルール上の問題点＞

EU拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合にGATT第28条に定める手続により補償的調整を義務づけているGATT第24条第6項に整合的でない。

＜最近の動き＞

2013年7月、我が国はEUに対し、クロアチアのEU加盟に伴うGATT第24条第6項交渉開始の意図がある旨書面にて申し入れ、EUとの間で本件について協議を継続している。なお、2007年のブルガリア及びルーマニアのEU加盟に伴うGATT第24条第6項交渉では、我が国の、税率の引き上げによる損害を累積したものが損害額であるという主張と、EU側の、ある新規加盟国で税率が引き上げられる場合でも、他の新規加盟国で税率が引き下げられる場合はその利益も考慮すべきであり、税率引き下げによる利益も考慮すれば補償は不要という主張の隔たりが埋まらず、補償措置を得られずに協議を終えている。

なお、アイスランド、トルコ及びモンテネグロがEUへの加盟交渉を行っており、また、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及びセルビアも加盟候補国に認定されているところ、我が国としては、GATT第24条第6項及び第28条との整合性を確保するよう、EUと協議を継続し、働きかけを行っていく必要がある。